

## 出雲市文化財保存活用地域計画について

令和2年(2020)12月議会で説明しました「出雲市文化財保存活用地域計画」について、国の文化審議会の答申を経て、7月16日に文化庁長官の認定を受けましたので報告します。

## 1. 計画作成の目的

本市における文化財の保存・活用に関する中長期的かつ具体的な措置を盛り込み、文化財の計画的な保存・活用の推進、強化を図ることを目的に作成したものです。

## 2. 計画期間 令和3年度(2021)から令和12年度(2030)までの10年間

## 3. 計画の基本理念、基本方針及び主な取組

## 【基本理念】

『神話と風土記の世界が今に息づく出雲』

～その歴史文化を地域で守り、生かし、未来へ伝える～

## 【基本方針】

- ・受け継がれてきた文化財を知る、伝える(総合的・持続的な文化財調査の推進と発信)
- ・市民一人ひとりが地域に存在する文化財、歴史文化に、地域ならではの価値を再発見再認識し、大切にす
- ・関連する文化財をつなぎ、出雲ならではの歴史文化の価値や魅力を高める
- ・周辺環境を含めて、文化財を守り、生かし、文化の薫り高い地域をつくる
- ・文化財を生かした多様な活動・交流のある地域をつくる

## 【主な取組】

古文書等の調査・研究、史跡保存活用計画策定、建造物保存修理及び史跡整備、防災普及啓発、博物館展示等による情報発信、文化財巡りルートづくりによる利用促進、文化財保存継承団体への支援、ふるさと学習の推進、風土記関連資料等の調査研究及び情報発信、市史編さんの検討 ほか

## 4. 計画内容 別添「出雲市文化財保存活用地域計画」のとおり

## 5. 作成経過

令和2年	1月～	出雲市文化財保護審議会で協議開始
	9月～	文化庁と協議開始
	12月	12月議会において計画策定について説明
令和3年	2月～3月	パブリックコメント(2/12～3/15 ※意見なし)
	4月～5月	文化庁による計画内容の確認
	7月16日	文化庁から国文化審議会へ諮問 国文化審議会から答申、文化庁長官による認定